

特別養護老人ホーム のぞみの苑

(介護保険の負担割合が1割の場合)

利用料金・ユニット型個室 (介護保険適用時)

介護度	段階	1日あたり利用料金				31日ご利用の場合		
		介護保険 自己負担額	居住費 自己負担額	食費 自己負担額	自己負担額 日額合計	自己負担額 1ヶ月小計	預かり金 管理料	自己負担額 1ヶ月合計
要介護度1	第1段階	755円	880円	300円	1,935円	59,985円	1,500円	61,485円
	第2段階		880円	390円	2,025円	62,775円	1,500円	64,275円
	第3段階①		1,370円	650円	2,775円	86,025円	1,500円	87,525円
	第3段階②		1,370円	1,360円	3,485円	108,035円	1,500円	109,535円
	第4段階		2,066円	1,445円	4,266円	132,246円	1,500円	133,746円
要介護度2	第1段階	825円	880円	300円	2,005円	62,155円	1,500円	63,655円
	第2段階		880円	390円	2,095円	64,945円	1,500円	66,445円
	第3段階①		1,370円	650円	2,845円	88,195円	1,500円	89,695円
	第3段階②		1,370円	1,360円	3,555円	110,205円	1,500円	111,705円
	第4段階		2,066円	1,445円	4,336円	134,416円	1,500円	135,916円
要介護度3	第1段階	900円	880円	300円	2,080円	64,480円	1,500円	65,980円
	第2段階		880円	390円	2,170円	67,270円	1,500円	68,770円
	第3段階①		1,370円	650円	2,920円	90,520円	1,500円	92,020円
	第3段階②		1,370円	1,360円	3,630円	112,530円	1,500円	114,030円
	第4段階		2,066円	1,445円	4,411円	136,741円	1,500円	138,241円
要介護度4	第1段階	971円	880円	300円	2,151円	66,681円	1,500円	68,181円
	第2段階		880円	390円	2,241円	69,471円	1,500円	70,971円
	第3段階①		1,370円	650円	2,991円	92,721円	1,500円	94,221円
	第3段階②		1,370円	1,360円	3,701円	114,731円	1,500円	116,231円
	第4段階		2,066円	1,445円	4,482円	138,942円	1,500円	140,442円
要介護度5	第1段階	1,040円	880円	300円	2,220円	68,820円	1,500円	70,320円
	第2段階		880円	390円	2,310円	71,610円	1,500円	73,110円
	第3段階①		1,370円	650円	3,060円	94,860円	1,500円	96,360円
	第3段階②		1,370円	1,360円	3,770円	116,870円	1,500円	118,370円
	第4段階		2,066円	1,445円	4,551円	141,081円	1,500円	142,581円

- ① 上記金額自己負担額は、令和6年8月1日からのものです。
- ② 上記ご利用料金その他、加入されている保険の種類や医療保険証のご負担割合等により別途医療費がかかります。但し、福祉医療費被受給者証をお持ちの方は無料です。
- ③ 介護保険自己負担額には、日常生活継続支援加算46円、看護体制加算(I)6円、夜勤職員配置加算(IV)33円がそれぞれ含まれております。
- ④ 居住費・食費については、所得に応じて利用料金が異なります。改正で預貯金等の金額が利用者負担段階別となりました。また、第3段階が①と②に細分化され食事の負担額が一部変更となりました。
 - 第1段階 市町村民税非課税世帯の生活保護受給者または老齢福祉年金受給者の方で、預貯金等が単身1,000万円以下、夫婦2,000万円以下の方
 - 第2段階 市町村民税非課税世帯で課税年金収入額と非課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方で、預貯金等が単身650万円以下、夫婦で1,650万円以下の方
 - 第3段階① 市町村民税非課税世帯で課税年金収入額と非課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の方で、預貯金等が単身550万円以下、夫婦で1,550万円以下の方
 - 第3段階② 市町村民税非課税世帯で課税年金収入額と非課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方で、預貯金等が単身500万円以下、夫婦で1,500万円以下の方
 - 第4段階 市町村民税課税世帯（配偶者が市町村民税課税の場合も含む）の方または預貯金等が単身で500万円（夫婦で1,500万円）を超える方等。
- ⑤ 原則、施設の金銭・貴重品の管理サービスをご利用して頂き、預かり金管理料として月額1,500円頂いております。（介護保険給付対象外）

※上記以外に初期加算30円、療養食加算1食6円、介護職員等処遇改善加算（I）介護保険総額14.0%（1ヶ月）、その他必要な経費もございます。詳細はお問い合わせ下さい。